

平成30年第2回

定例会会議録

会 期

平成30年6月13日（水）から
平成30年6月22日（金）まで

会議日時

平成30年6月13日（水）
平成30年6月18日（月）
平成30年6月22日（金）

東串良町議会

平成30年第2回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 平成30年6月13日 午前10時50分
散 会 平成30年6月13日 午前11時13分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 前田 隆 8番 原田 猛

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
農林水産課長	木佐貫 勝志	社会教育課長	橋口 正博
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 東水流 勝

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 平成 29 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東串良町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 10 陳情第 20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第 11 陳情第 21号 町道軍神線の道路拡幅について
- 日程第 12 陳情第 22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情
- 日程第 13 議案第 20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 21号 平成 30 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 22号 平成 30 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 23号 平成 30 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 24号 平成 30 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 25号 平成 30 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 平成 29 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東串良町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 10 陳情第 20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2019 年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第 11 陳情第 21号 町道軍神線の道路拡幅について
- 日程第 12 陳情第 22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情
- 日程第 13 議案第 20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 21号 平成 30 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 22号 平成 30 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 23号 平成 30 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 24号 平成 30 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 25号 平成 30 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

会 議 の 経 過

開 会 午前10時50分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成30年第2回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 前田 隆君及び8番  
原田 猛君を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月22日までの10日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から6月22日までの10日間に決定しました。

~~~~~

## ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

~~~~~

◆ 日程第4 報告第1号 平成29年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第4 報告第1号 平成29年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

報告第1号 平成29年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項及び東串良町会計規則第12条第3項の規定により、繰越明許費の繰越額が確定したことから、繰越計算書を調整したので報告するものであります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号 平成29年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

~~~~~  
◆ 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

東串良町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一

## 会 議 の 経 過

部施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることから、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。  
本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は承認することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることから特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。
本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係省令等が平成30年3月31日までに公布され、平成30年4月1日から新制度開始となることから議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、本件は承認することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第9号））

議 長（田之畑）

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

平成29年度東串良町一般会計補正予算（第9号）につきまして、国、県支出金、地方交付税、ふるさと納税寄附金の補正及び町道等にかかる町債の確定及び、それに伴う財源更正、財政調整基金への積み立ての必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

16ページであります。弁護士の委託料が140万円ほど減額になっておりますが、理由をもっと詳しく教えていただきたいと思いますが、どのような理由で、このような減額がされたのか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。

弁護士委託料につきましては、予算現額が259万3,000円予算を計上させていただいたところでございます。今、裁判になっております報酬の関係の事件でございますが、その着手金に111万2,400円支払っております。その後、今その259万3,000円と111万2,000円程度の差額を今回減額させていただいた

会 議 の 経 過

ところでございます。
以上です。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町一般会計補正予算（第9号））を採決します。
本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

議 長（田之畑）  
日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）  
承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、平成29年度国民健康保険調整交付金の交付額変更による交付額の減及び保険給付費の減のため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるとでございます。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決します。  
本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は承認することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第10 陳情第20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議 長（田之畑）

日程第10 陳情第20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題と

会 議 の 経 過

します。

本件は、会議規則第95条の規定により、教育産業常任委員会に付託します。

~~~~~

### ◆ 日程第11 陳情第21号 町道軍神線の道路拡幅について

議 長（田之畑）

日程第11 陳情第21号 町道軍神線の道路拡幅についてを議題とします。

本件は、会議規則第95条の規定により、教育産業常任委員会に付託します。

~~~~~

◆ 日程第12 陳情第22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情

議 長（田之畑）

日程第12 陳情第22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情を議題とします。

本件は、会議規則第95条の規定により、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

### ◆ 日程第13 議案第20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第13 議案第20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

県においては、経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、町民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等の窓口における自己負担の支払いをなくす制度を平成30年10月から始める。本町においても同制度を運用するため関係条例の整備を行うものであります。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

本案については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第14 議案第21号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第1号）
  - ◆ 日程第15 議案第22号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - ◆ 日程第16 議案第23号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
  - ◆ 日程第17 議案第24号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
  - ◆ 日程第18 議案第25号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

- 日程第14 議案第21号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第22号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第23号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第24号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第25号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の5件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、議案第21号から議案第25号までを一括して御説明申し上げます。

議案第21号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,972万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,272万1,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

また、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

## 会 議 の 経 過

について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,400万3,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第23号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,812万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,912万円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第24号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ458万3,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願ひいたします。

最後に、議案第25号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,936万9,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願ひます。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月18日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午前11時13分

平成30年第2回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 平成30年6月18日 午前10時00分
散 会 平成30年6月18日 午後 1時49分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 前田 隆 8番 原田 猛

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
農林水産課長	木佐貫 勝志	社会教育課長	橋口 正博
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 東水流 勝

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

おはようございます。まず学校の環境整備について、町長に伺います。

平成29年第4回議会定例会の一般質問で、小中学校のクーラー設置について町長に伺いました。前向きな回答をいただいておりますが、さきの全員協議会の中で課長から説明を受け、ことしの状況がわかりました。しかし、代表である町長の言葉として承りたく質問をいたします。通告の内容について、小中学校のクーラー設置に関する進捗状況と補助事業の申請の結果をまずは伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。それでは、お答えします。

エアコンの設置については、去年の11月に国にあって要望いたしまして、ことし4月の補助金内容を期待しておりましたけれども、国においては、校舎の新築、増築、危険校舎の改築、地震補強などを優先して採択している関係から、残念ながら採択決定には至りませんでした。このような状況でありますけれども、まずは中学校を優先いたしまして、町単独でもできないかということで審議いたしまして、中学校だけでもエアコン設置に向けて、現在、設計業務を委託しているところでございます。ことしの6月補正でも工事費を予算提案させていただいておりますけれども、議員皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

なお、両小学校、池之原小学校、柏原小学校ですが、エアコンの設置につきましては、引き続き国に強く要望してまいります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

さきの課長の説明の中で16教室というふうに説明がありましたけれども、16の中でクラスが2クラスずつですよ、じゃあ6ですよ。6のほかに何かあるか、どういう教室があるか、お願いいたします。

議 長（田之畑）

管理課長。

教育委員会管理課長（田 尾）

お答えいたします。

普通教室が6教室、それから特別教室が2クラス、それ以外に調理室、被服室、音楽室、木工室、金工室、理科室、実験室、美術室、合わせて16教室になります。よろしく申し上げます。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

さきの町長の答弁の中で、両小学校、引き続いて補助申請をしていくということでありましたけれども、もしその補助が認められなかった場合は、どうされるのかというところ、中学校と同じような町単独でやっていかれるのか、そこら辺を伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

それにつきましては、予算がつくつかないかの状況を見てから、また担当課と相談いたしまして、進めてまいりますので、それを中学校みたいにやるかどうかは、まだ今のところ考えておりません。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

どうなるかわからないというような話でしたけれども、小学校の場合は2校ですよ、中学校の場合は1校なんです、その場合、さきの私の質問では2校同時にする、3校同時にするということでしたけれども、その場合2校同時にされるつもりですか、

## 会 議 の 経 過

どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

池之原小学校のほうが一番ちょっとひどくて、できたら池之原小学校のほうも、全体的にはつけなくちゃならないという状況が来ておりまして、生徒数も多いということもございまして、それと新たに造成、増築いたしました校舎が何か風通しが悪くなっておりまして、できるだけそれとか考えて、つけるときは同時です、池之原小学校と。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

男の一念岩をも通すと言いますので、このことにつきましては、子供たちが大変楽しみに待っておりますので、ぜひつけていただきたいというふうにお問い合わせ申し上げます。

2番目の教育長にお伺いいたしますが、本町の教育長として就任をされましてから2年がたとうとしております。議会として教育長の思いとか考えを伺う機会を与えていなかったのではないかなというふうに思っております。今回は就任された当初よりも見えてきた部分があるのではないかなというふうに思いまして、次のことについて伺うことにいたしました。地域で育む東串良の子育てについてのまずは教育長の考え方をお伺いします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

おはようございます。

議員のお尋ねにお答えいたします。

地域で育む東串良の子育てという大きなテーマについてお話する機会はありませんでしたので、少々長くなりますが、お話しさせていただきます。

まず、本町にある地域で育てる東串良の子育てと銘打った、具体的な指標、または努力事項についてお話いたします。

これは、こういう形で、子供たちにも配っており、町内にもお配りしているものだと思います。これのことだと思いましたので、まずはこれからお話をさせていただきます。

ますが、本町にある地域で育てる東串良の子育てと銘打った具体的な指標、または努力事項についてですが、これは7年前に作成されたものでして、全児童生徒に配付しております。新入生には入学の際に配付しております。それ自体は、かなり浸透していると思われま。私が来た当初は、これは5年間には変えられないと言われて見直しもしていませんでしたが、つい最近そうでもないことが判明しました。小中一貫教育協議会の学習検討委員会や学校現場の協力をいただき、小中一貫教育の視点も含めた見直しをしてみたいと考えています。ただ、これは当時の各学校、幼稚園、保育園での共通の指導項目をまとめたものでありまして、学びの約束、生活の約束、家庭での約束、家庭での読書という大きな項目ごとに、基本的で具体的な事項を掲げておりまして、どれも大事なことばかりです。

よって、小中一貫教育の視点からの修正や言葉などの細かい修正を除いては、大きな変更は必要ないだろうと予想しています。ただし、この目標がどれほど実行されているか、学習時間などの部分的な話から推測しますと、まだ十分とは言えないと思います。本当に地域一丸となって実施できたら、心身ともに成長し、学力向上にもつながり、大きな期待が持てると思っています。今、学校で行われている授業形態は、アクティブラーニングが中心で、子供たちの深い理解を目的として実施されています。しかし、学力的な数値としては、本町もですが、大隅地区も不足していると思っております。私なりの個人的見解ですが、授業は勉強の第一段階であり、「徹底して理解する」ということだけだと考えています。つまり、これだけでは勉強したとは言えないし、授業を楽しく受けたことで十分勉強したと勘違いしているのではないかと考えています。それを補うために、勉強の第二段階、「徹底して記憶する」ことが必要だと思っております。この段階は、他人に頼らず、本人がやるしかないので。この作業が不足していると思っております。

あと、第三段階、「反復練習」がありますが、まずはこの第二段階をきちんとやれば、平均点以上の学力は絶対つくと考えております。これをどうやってさせるかを考えればいいと思います。町の目標にやるべきことは掲げております。それを実行したらいいのです。さらに上を考えたい人は、第三段階をやればいいのです。これまでやって、初めて徹底して勉強したと言えると考えております。

次に、さらに一般的な教育について述べてみます。本町としては、小中一貫教育の準備が終わり、今年度から本格的な取り組みをしていかなければなりません。9年間を見通したカリキュラム作成を先生方にはお願いしています。あわせて小中一貫教育を進めていくためには、地域の方々の協力が重要であることは言うまでもなく、これまでも機会あるごとにお願いをしてきたところです。これからは、学校から地域や家庭へお願いするというよりも、学校自体が地域の中の一部でありますので、地域と学校が一体となった子育てをするべきではないかと思っております。

その一例ですが、学校評議員委員会も一工夫あってもよいのではないかと思ひ、3校合同でできないかと校長会に提案したことがあります。が、時期的なこと、評議員のメンバー等の課題などがありまして、まだ実現はしていません。

また、学校の先生方、PTA、コミュニティ、その他の関係者が一堂に会しての話

し合いができれば、互いの共通理解ができるのではないかなど考えたりしますが、現実にはなかなか思い通りにはいかないところです。

また、子供たちには、機会あるごとに、自分の頭で考える習慣をつくることや、自律、そして高校や大学を卒業した後、10年後、20年後、どう生きているかを考えなさいと話しています。これは今言い始めたことではないんですが、私の現役中から、生徒、高校生でしたけれども、ずっと話をしていたことであります。子供たちの将来を考えたら、今から準備していたほうが良いと思うからです。その理由の一つは、俗に言う2045年問題です。つまりAIの能力が人間の知能を超えると予想されているシンギュラリティ、技術的特異点です。そのような時代を今の子供たちは生きていかなければなりません。現時点でのAIは知識の記憶という点では、人間の知能よりすぐれた面もあるかと思いますが、知能の応用や必要なことを全体から読み取ることなどは、人の知能がすぐれていると思います。細かいことは省きますが、今の時代でも環境問題、加速度的な技術の発展、グローバル化、自然災害など不確実性が増えています。これから先は予測不可能な時代になり、想定外のことが起きると思われれます。そういった時代を生き抜くためには、想定外と向き合う能力の育成が必要であると思います。つまり単にマニュアルどおりではなく、それを基本とし、その場に応じたマニュアルを応用して、自分で考え、判断し、行動できる人になってほしいと考えています。そのような対策と考えてもよいと思いますが、大学入試や高校入試、また小中学校の試験問題もこれまでと大きく違ってきており、単に知識を問うのではなく、論理的に自分で考え、問題を解決していく力を要請することを目的としたものになってきています。内容や制度も変わり、プログラミング的学習なども言われ始めています。ただし、教育現場の現実問題としては、理念や目標だけが先走りして、財政や人的支援など具体的準備が追いついていかないという状況も一方ではあります。小学校の英語の教科化もそのよい例ですが、いろんなものが形骸化するのではないかと心配をしています。現実化するには、まだ多くの課題があると考えています。

さて、いろいろ述べてきましたが、子供たちが自主的、対話的に深く考え、正しい知識を構築し、知恵や教養を高めていく本来の意味の学力、または学ぶ力をつけるには、学校だけではなく、地域の協力が必要だと考えています。情緒や心を含めた感性が同時に育たないと、本当の学力はつきにくいと考えています。

また架空、または机上の知識ではなく、知識が現実のものと同様に合致してこそ、本物になり、予想しにくい社会を生きていく力になると思います。「百聞は一見に如かず」、また「百見は一行に如かず」であると考えています。現在、第3土曜日は、地域と触れ合う日と定め、郷土芸能の伝承活動や花植え、地域の清掃活動、レクリエーション活動等を行い、郷土に誇りと愛着を持つ青少年の育成に取り組んでいます。地域で体験をする。人とのつながりを知る。家族だけでない大人の話聞く。それらを通して、同年代と考え方が異なることを知る。学習をしたことの確認や実証をする。このような経験をすることで、知識が知恵や教養となり、実質化したものにする機会がふえ、実生活の中に学習したことが生かされていることに気づき、勉強することの大切さを実感できるものと考えます。だからといって、何か特別なことを新たにするというも

のではなく、子供たちは手伝いをしたり、地域行事に参加したり、現在推奨している保育を実践しながら、四季折々の自然や田畑の作物の成長や郷土の色の変化を自分の肌で感じてほしいと思います。そして地域の方々には、それを温かく見守り、励まし、支援する応援団として関わっていただくことを願っています。

ただ、一方、一例ですが、災害を想定した引き渡し訓練の際は、学校周辺は保護者の迎えの車で混雑し、一般の方の交通の妨げになり、苦情もありました。また、保護者でも「忙しい時にしてほしい。いざというときは迎えに行くから」というような意見もありました。気持ちはよくわかりますが、将来を担う子供たちを温かい目で見守っていただければありがたいと思います。今でも多くの方に協力していただいています。特定の方々のように感じます。また、保護者や地域の方々へのお願いですが、子供たちには決してネガティブなことばを発しないように気をつけてほしいと思っております。例えば、「そんなことをしてもどうせ何々なのに」とか、「どんだけ頑張ってもどうせ何々だから」というような行動する前から否定的な言い方は避けてほしいと思っております。さらに、食育で有名な千葉しのぶさんの言葉をお借りしますが、「ああ、疲れた。御飯をつくるのは面倒だ」と、子供の前では言わないでください。毎日の御飯作りは本当に大変なことはわかりますが、子供は自分の存在自体を否定されたように感じると思いますので、特にお母さん方には、こういう言い方は控えてほしいと思っております。何かと新しい特別なことを始めてほしいと言うつもりはありません。これまでやろうとしてきたことで、今すべきことをみんながそれぞれの立場できちんと実践、実行すれば十分だと考えています。学校からの保護者への行事の周知や町民の方への広報の仕方も工夫してもらい、地域の方々も朝夕の挨拶や自然な優しい声かけをしていただき、昔のようなみんなが地域の子供を育てるといような気持ちの輪が広がり、それが風土または文化に高まっていくことを期待しています。そして子供たち一人一人がこの地域に生まれてよかったとか、この地域の人たちなら自分を認めてくれる。また、ここには自分の居場所があるなどと考えられ、自己肯定感が持てるように接していただければありがたいと考えております。

長くなってすみません。以上で終わります。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

今、教育長に事細かに話をさせていただきました。教育長の考え方がよくわかりました。

私ども議会で研修に行った先で、こんな話をされました。今の子供たちの情報はポケットに入っている。どういうことかなと思いましたが、スマホとか、携帯電話で事足りる、情報は全てそういうので調べたら事足りる。辞書を引くことがない。そのために記憶に残らないのではないかというような話をされました。それを振り返ってみて、自分はどうなんだろうというふうに思いましたときに、自分も漢字であったりと



か、意味であったりとかいうのはそういうものに頼ってしまって、最近は辞書をめくることがないなというふうに感じたところでありました。気づいたことといえば、孫との会話が減った。それと孫の友達がよく私のおうちに遊びに来て、ばあちゃん、部屋を貸してと言うものですから、表のほうを貸すんですが、子供たちの会話が聞こえてこないんですね、五、六人寄っているのに。どうしてなんだろうと思ったら、みんな下も向いて、スマホをいじっているんですよね。それでやりとりをしているのかなと思ったらゲームなんですよね。それぞれが思い思いにゲームをしていて、会話が一つも聞こえてこないんですね。これではいけないなというふうに私は思ったところなんです、救いは帰るときに、おばちゃん、ありがとう、そのありがとうの一言に救われたような感じもしたんですよね。黙って帰るんじゃなくて、ありがとうと言って帰ってくれる。ああ、まだこの子供たちには、まだこういうところが残っていたんだなというようなことは感じたところなんです、何というかな、目を合わせて会話をしない。ずっと下を向いているんですよね。そういう携帯があればこそなんでしょうけれども、それが必ずしも悪いとは言いませんけれども、この子供たちが社会に出て、ひとり立ちしたときに、人とうまくコミュニケーションがとれるのだろうか。私はそのことをまず心配をいたしました。だから、ここに付されている当たり前のことなんだけど、とても大事なことであるというふうに私は思うんですよね。基本的なことがここには書かれているような気がするんですよ。であるならば、これをその保護者なりに配付して、その保護者の人たちが本当にこれを真剣に見てくれて、実践しようとしているのかということなんですよね。だったらやはり行政として、仕組みづくりをする。これをうまく活用するためには、どうしたらいいのかという仕組みづくりをしてやるのは、やはり行政である、これをそれぞれの家庭で勝手にしなさいといってもやはりできないのではないかな。やっぱり行政が先頭に立って、これを活用するための仕組みづくりをする。私はそのことが大事ではないかなというふうに思うんですが、教育長はいかが考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

今、議員のおっしゃるとおりでして、子供たちは大人の言うことは聞かないと思います。だけど、大人のすることをそのまま真似をしようと思っています。だから先ほど言われたように、大人自体がそういう目を見ての会話が少なくなって、いわゆるスマホだけを見ているような、そういった光景というのは、よく見るところですよね。スマホだけで生活しているといいますか、もう閉じこもって、それをやっているような人の頭の中が、脳がどういう状態になっているかというのは、医学博士のほうからはっきり出ています。そういうことも学校の先生方のほうに話をしたりして、子供たちがそういうふうにならないようにということは話をしているところです。だからさっき言いましたけれども、単なる教科書で習ったことが単なる知識といいますか、それ

で終わらないように、やはりそれは自分で身をもって、自分の体で感じて、あるいはまたほかの人と話をし、なるほど、こうなんだとかいうようなことをやっぱりわかっていたらいいというのがある。さっき言ったことのまとめみたいなことになろうと思います。今そこにあることをどうやって実践させるか、校長会、教頭会、あるいはまた一貫教育の協議会、いろんなところで、そういう実践に向けた取り組みですね、さっき言いました宿題とか、家庭学習と言ったほうがいいんでしょうか、その辺がまだまだというようなことも聞こえてきますし、世間でのいろんな難しい事件等があるものですから、雨の日はしょうがないんですが、今、一生懸命、歩いて育てるの歩育を言っているんですが、やはり車で送ってくるのがほとんど、かなり多いと思いますので、せめてちょっと歩かせるような、そういう大人の、あるいは保護者を含めた、地域を含めた大人がやはり実践というか、模範を示さないといけない部分があるのかなと思いますので、今後も強く関係のところでは話をし、指導していきたいと思っております。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

これを進めるに当たっては、予算が伴わないというふうに思うんですね。ですのでもやろうと思えば、仕組みづくりができるのではないかとこのように思うんです。私どもが育ったころは、兄弟も多かったし、親がほったらかしにしている、兄弟の中でちゃんと育てられたような気がするんですね、親が教えなくても上の人たちがちゃんと教えていたというような、私自身も記憶がそういうのがありますけれども、いわば今は親もスマホとかそういうのに頼っていて、子供だけではなくて、子供を叱れない状態、そういう状況をいうのを親がつくり出しているという部分もあるのではないかとこのように思うんですね。学力向上も大事でありますけれども、やはり地域でちゃんと子供たちを見守って育てていけるような、そういう地域もかかわっていけるような仕組みづくりというのを、これは私は行政でないとできない、行政でなければできないというふうに思っておりますので、ぜひこのことは、これは私は最初もらったときに、ああっと、これはすごくいいことだと、本当に当たり前のことなんですよ、挨拶をすることであったり、ありがとうと言うことであったりとかいうのは日常生活の中で当たり前のことなんです、この当たり前の言葉が素直に、スムーズに出てくる、いわばちょっとしたことでもありがとうとスムーズに出てくるような子供たちに育ててほしいというのが私の心の中にありますので、ぜひ私は予算が先ほども言いましたけれども、予算が伴うわけではございませんので、大変ではありますでしょうけれども、教育長、先生方とお話をされて、ぜひその仕組みづくりをしていただきたいというふうに思います。そのことをお願い申し上げまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

それでは、次に、3番 牧原完治君の発言を許します。

3番 牧原完治君。

### 3 番 (牧 原)

通告の1番目なんですけど、六次産業化推進についてということで、質問をしたいと思いますが、本町は、御存じのとおり農業のまちです。生産物がいっぱいございます。今、全国のこの生産物を見ますと、農林水産物で10兆円あるそうです。それが消費者に届くときは、76兆円になるそうです。それで県も一生懸命になっているんですが、六次化ということで、六次化という意味は町長も御存じかと思いますが、一次産業、二次産業、三次産業、生産、加工、販売というのをかけて、算入になって、それで六次化というそうでございます。このごろ鹿屋でもなんですけど、この六次化産業を目指す動きがあるわけなんですけど、本町でも農業法人がたくさん今立ち上がっております。それで今、商工会とか、JA等はこの農業法人を中心に、この六次産業化の推進ができないかという質問でございます。県では、細山田に試験場がございます、この六次化のですね。それから県の支援対策といたしまして、六次産業化・地産地消推進協議会を市町村で立ち上げると補助金もあるそうです。担当でぱっとできるような仕事ではないんですが、どのように町長が考えられているのか、質問申し上げたいと思います。

### 議 長 (田之畑)

町長。

### 町 長 (宮 原)

議員お尋ねの六次産業化、そして地産地消推進協議会につきましては、今現在、県内で6市町立ち上がっておりまして、大隅振興局管内では、鹿屋市が設置してございます。協議会は市町村、農林、漁業、商工、金融などの関係機関で構成されまして、関係機関の知見やノウハウを生かして話し合いを行いまして、六次産業化などに関する戦略、そして市町村の農林水産業及び六次産業等の取り組み方針、今後5年後程度の売上高の目標等を設定する内容となっております。今現在、該当する事業に対する問い合わせ、要望などが今挙がっておりません。今後、必要性があれば、関係者への内容の周知、そして六次産業化、そういつて地産地消推進協議会の設置について、関係機関の意見等ももらいながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

### 議 長 (田之畑)

3番 牧原完治君。

### 3 番 (牧 原)

農協の場合は、ピーマンに例を例えますと、共販で集荷するわけなんですけど、個人

販売の方はピーマンの規格外品も集荷されるわけです。それはピザ用になるかわかりませんが、そのように、この野菜というのは、いろんな方面で使われると思います。ぜひこの辺も御検討お願いしたいと思いますが、今言われました鹿屋では、オキスというところが立ち上げているわけなんです、そこは岡本産業さんという運送屋さんがこの加工をされているわけなんです、もともと野菜を運送されているそうです。聞いてみますと、10トン積んで持っていくということで、乾燥野菜にしたら大分少なくて運送コストも下がるんだなというヒントで、それで乾燥野菜の加工場をつくっておられるそうです。高隈です。

それから我がまちでも、多分西田牧場の西田義博さんという下之馬場のことだと思いますが、ここと農業法人株式会社さかうえという志布志市で、この農工商工連携の取り組み事例を出してございます。畜産農家の圃場を活用し、飼料生産から堆肥化及び堆肥の地域内還元までの作業を受託する粗飼料供給サービスの開発ということも近くでもこのようにされているそうでございます。ですから、今、岩弘で盛んに法人の方が大根をつくったり、キャベツをつくったりされております。またタマネギとかです。そしてもちろんピーマン、キュウリがあるわけなんです、ここを何とかぜひ町で働きかけてJA、この法人、または商工会等に働きかけて、少しでも利益がとれるように、このような推進というか、これは町でこれをしなさいということではできないんですが、そのようにお願いしたいと思うわけでございます。

次に、外国人研修生の受け入れについてということで質問したいと思いますが、非常に人手不足で、前回でしたか、前々回でしたか、シルバーセンターでも質問をいたしました、シルバーセンターは非常に忙しいというような状況でございます。農業もなんですが、福祉の施設の問題、それから土木事業についても人手不足が叫ばれております。この前、県の県知事と語る会というか、4月28日にここで町会議員と、それから市の代表の方と話し合いがあったわけなんです、そこで県知事がベトナムの研修生に魅力を感じて、何回かベトナムに行かれて研修生を鹿児島県と連携しようというようなことを言われております。この外国人研修生なんです、調べてみますと、一法人で9名の採用ができるそうです。そしてそれで足りない場合は、その法人を別の法人の名前を使って18人とするような仕組みになっているそうです。そして賃金については、日本人と同等、それ以上が原則だということ、それから土曜、日曜日は休みですよ。そのためには、土曜、日曜日に出勤すれば1時間当たり920円の単価があるそうです。非常にコストが高くなるわけなんです、中間業者というか、申し込んだところがグローブという会社があるそうです。そこに9人を採用しますと、毎月20万円ずつマージンを払うそうです。

それから採用されますと、1カ月間福岡で研修というのが原則があるそうです。ですから、1カ月分の給料も払わんといかん。それから採用するに当たり、外国に行って、面接もせんといかん。その場合は、また通訳の問題と非常にコストが高つくそうです。

それといい人材に当たればいいんですけれども、逃げたりする、そういう人もいるようでございます。そのような中で、今度県も協議会等を立ち上げていたわけなんで

## 会 議 の 経 過

すが、全国でこの外国人研修生を農業関係で入れているところはないかという調査をしたところで、大分県がJAと県でタイアップして、協議会をつくり、この手助けをしているようでございます。本県も、この前新聞に6月1日に載っておりますが、鹿児島県でも県農業分野技能実習制度適正推進協議会という設立総会が5月31日に立ち上げられております。これは農業法人協会などの団体、県とJA中央会が中心になってこの協議会が立ち上げられております。このような協議会等を利用して、もし外国人研修を受け入れたいんだがという人がいらっしゃったら、町でも何か手伝いきないかというような、そういう質問をしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、・・・聞き取り難し・・・な農家、今おっしゃる医療法人、土木建設、いろいろあるだろうと思ひますけれども、どこも人材不足です。そういう観点から私自身も今実習生を受け入れております。これは私の酪農組合のOBの方がつくっていらっしゃるジェイメックという会社なんですけれども、今町内の農家では、私と今、酪農家の松田さんでベトナムから2名受け入れております。そのかわり実習生ということで2年間です。おっしゃるとおり、結局いろんな手続のあれがありまして、お金も要りましたけれども、今現在、取り扱い会社に支払うのは毎月3万2,000円支払っております、給料以外にです。そういう形で、やっぱりそれなりにお金は要りますけれども。

それで、農家の方々から言っておいでになられるならいいんですけれども、私ども畜産農家は1年中、仕事がありますので、雇用できるという面もあります。それと今おっしゃいましたJAのほうでも選果場とかいろいろ人手不足だということを経営者からお聞きますけれども、ところが期間的な労働者ということで1年間使えないという、なかなか受け入れが難しい面もございましたことをお聞きしました。そういう形で、全国的に多くの業種で人手不足が叫ばれておりますけれども、外国人の技能実習制度につきましては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づきまして、私ども、そうして入れておりますけれども、発展途上国等の外国人を日本で一定期間限り受け入れ、技能実習生の技術、技能移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたものでございます。日本の国際協力、国際貢献の重要な一翼を担っておりますけれども、我が国の労働力不足問題の解消にもつながる制度でございます。県とのまた連携ということでございます。そして先月の5月31日に農業分野に限りまして、県と農業団体を交えた14団体で構成する技能実習制度適正推進協議会が設立されました。議員のおっしゃるとおりでございます。事務局や県庁の県農業農村振興協会内に置かれております。県内の農業法人などが安心して

## 会 議 の 経 過

外国人技能実習制度を活用できる体制づくりを図ることとしております。県内の農業の高齢化による労働力不足が進行される中、県とJA、そして県中央会が中心になって、設立を働きかけたということでございます。町内の農業法人等でこの制度を活用されたい場合は、先ほど申しあげました事務局の問い合わせや案内をしたいと考えております。ただ、医療法人、土木建設部門に関しては、農業部門のような協議会は現時点では県庁内に設立はされていないようでございます。

以上でございます。今おっしゃいましたこのことは深刻に受けとめております。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

町長が外国人研修生を受け入れているのは知りませんでした。非常に知識があるなということを感じたわけですが、一般の営農に燃えている方々がこういうことがあったら、うちの役場でもこういう制度もありますよ、こういうふうにしてくださいよとかいう手続とか、そのようなことを御案内いただければと思っているような次第でございます。これで私の質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

それでは、続きまして、1番 児玉勇治君の発言を許します。

1番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、道徳の授業化についてであります。

今年度4月から小学校で道徳が正式教科となったわけですが、平成30年5月1日の南日本新聞に鹿児島県43市町村教育委員道徳の教科化について、調査が載っております。それによりますと、新たに始まる児童に対する評価について、60.5%、26市町村が課題がある。14%、6市町村が課題はない。25.5%の市町村がどちらとも言えないとの回答がありましたが、本町はどのような回答だったのか、伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

まず課題はあると回答しました。ここで先生方が余りにも偏り過ぎがないように、ある程度規律上の共通認識のための研修は必要であろうかと思っております。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

新聞によりますと、児童の内面を評価する難しさや教員自身の指導力、意識改革を指摘する声が目立ったとありました。ちょっと新聞に載っていたのを読ませていただきますけれども、三島村は心の変容や道徳的实践をどう記述するで評価するか。さつま町は児童の成長をしっかりと捉え、捉える教師の力の醸成が課題と。いちき串木野市は、評価内容について保護者から尋ねられたら、説明責任を果たさなければならないということを学校は理解しているのかというのが課題と回答しています。十島村は、教師が基準に照らし、気づいたことを記録していかなければならないと回答していますが、本町は、このことについてどのような課題があるか、伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

先ほども言いましたけれども、これは先生方自身が評価する、それはこの道徳だけのことじゃなくて、もう既にいろんな教科をしているわけですので、余りこっちでああしなさい、こうしなさいというのは、先に避けるというか、そういうことはしないつもりで答えたつもりであります。

また校内研修を今ずっと続けてやっておりますので、これからももちろんそれは続けていきますが、現時点においては、両小学校ですが、校長にも確認はしていますけれども、何か特に問題が今あるというようなことは聞いておりません。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

課題があることは知ったんですが、それに対する評価の方法について尋ねますが、独自のマニュアルや手引きを作成しているのは、鹿児島県においては南さつま市だけだと新聞には載っていました。69.8%、30市町村が作成していない。27.9%、12市町村が作成を検討していると回答がありました。本町はこれを作成しているのかどうかを伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

今のところは作成をしていないというふうに回答をしております。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

評価に対する手引きは、文部科学省や県が作成しているが、画一的な評価につながるとして、例文までは示していないとありました。これもまた新聞なんですけど、西之表市は授業の中で考え、議論していく。日置市は各学校の主体性を尊重、南さつま市は意見を客観的に見るなどの30項目の指針を全教員に配付しているとありますが、このようなことを評価していく考えはないか、伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

先ほどのことにも少し関連はするんですが、道徳以外の教科は全て評価、または評定をしています。教育用語で言う本当の意味は、評価と評定はまた別なんですけど、結局世間ではといいますか、イコールで一応考えておられると思いますので、学校で今評価、評価と言っているけれども、これは評定です。点数をつけるとか、5、4、3をつけるとか、そういう意味での俗に言う評価ですが、それは既にやっております。それは教師の大きな仕事のひとつだと思っております。ほかの教科同様に評価をすることで特にこれまでと違い特別な手だてをしなければならないということではないと思っております。ただ、評定でなく、文章による評価ということでの不安は多少あるかもしれません。しかし、教科以外でも記述による所見だとか、通知表とか、指導録とかいろんな場面で文章によるいろんな報告、評価を保護者向けにも、あるいはまた保存用のそういう指導録なんかに書いてあるわけですが、そういう子供を今度のこの道徳の場合ですけれども、教科以外でも記述による所見など、子供をよく見とり、子供を励ますための評価としての対応だと、この道徳のほうは考えております。だから、何かマイナスのことを書くとか、何か他の教科みたいに点数をつけると、そういうものではありませんので、あくまでも今いいましたように、子供をよく見て、子供を励ますための評価と、こういうふうに考えていただきまして、他者の考え方や議論に触れ、自立的に思考する中で、一面的な見方から多面的な見方へ発展しているかというようなことを見とって、特に顕著と認められる具体的な状況を記述すると、そういう必要があると思います。例えば自分と違う意見も理解しようとし、道徳的価値を多面的、多角的に考え、理解しようとしているなどと記述することになると思われれます。このような事例等が必要になったら示したいと考えております。現在の学習方法は、主にアクティブラーニングを実施しており、先ほども言いましたけれども、



道徳はそれに最適な科目であると言えます。それは社会はどうなっているか、民主的とは何か、人間の誠実さとは何か、人はどう生きていくべきかなど、将来、人としてよりよく生きていく。また諸問題にどのように対応するかという道徳的判断力を養成できると思われるからです。先生方には、そったく同時をお願いしていますが、これまで以上にその実践を継続していただき、子供一人一人に目を配り、その子の変容を見とった評価をしていただきたいとお願いをしています。現在、学校内での研修を深めています、実施していく中で課題が出てきたら、校長会や教頭会、教務主任会等で話し合い、対応していきたいと思ひます。そしてまた、今進めている小中一貫、来年から今度はまた中学校も道徳が始まりますので、それに向けて課題が出てくるたびに取上げて話し合いをして、解決していきたいと思ひております。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

今、教育長からいろいろ述べてもらったんですが、授業内容については、正直、誠実、友情、信頼、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度と、これでよろしいんでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

内容項目は、4つの視点があります。まずAとして、主として自分自身に関すること。B、主として人とのかかわりに関すること。C、主として集団や社会に関すること。D、主として生命や自然、崇高なものとのかかわりに関すること。この4つに大きくは分けてあります。さらにその中で、細かく4項目から7項目決められておりまして、先ほど議員さんからありました、正直、誠実というのは、先ほど言いましたAです。自分自身に関すること。それから友情、信頼は、Bの主として人とのかかわりというところになります。伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度はCです。集団や社会に関するということですね。ちなみに、Aはそのほかに先ほどありました正直とか、それ以外ですが、自立、自由と責任、節度、節制、個性の伸長などなどです。それからBの項目は、先ほど以外では、親切、思いやり、感謝、礼儀、相互理解、寛容などです。Cは、先ほど以外が公正のほか、社会正義、勤労、公共の精神、家族愛、その他となっております。最後のDは、生命のとうとさ、自然愛護、感動、畏敬の念、よりよく生きる喜びとなっております。これらは、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の基本となるもので、児童生徒の発達段階に応じて理解し、主体的に道徳性を養えることが必要だと考えております。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

本町には、魅力ある唐仁古墳群や須田先生の教え子への愛、中倉先生の剣道日本一などの手本が身近にあります。また、先日中学生が自転車から大きな声で私に「こんにちは」と声をかけてくれました。来年度からは中学校も道德の授業が始まるわけですが、何げないこの挨拶が私たち大人たちを晴れやかにしてくれるのであれば、これが私は道德じゃないかと思うわけです。本町の子供たちに郷土の伝統と文化を教えていただき、道德の道を説いてもらうことを強く希望します。

続きまして、2点目の英語の正式教科についてであります。

2020年度から小学校5・6年生を対象に英語が教科されるわけですが、平成30年5月29日の南日本新聞に、小学校の英語市民が助けますEST18人に委嘱状とありました。これは薩摩川内市教育委員会が英語教育を市全小学校で先行実施するにあわせて、市民18人に授業を補助するイングリッシュ・サポート・ティーチャーを委嘱したとの記事でした。この18人に対する予算化があるので、無償報酬ではないと思います。市民27人の応募があり、面接で20代から50代の18人を選出したとあります。以前、本町で知事と語ろう会で保護者の方から小学校で英語科が授業化されるので不安があると言われました。対処方法の質問に知事は、文法ではなく、楽しく英会話ができるようにすることが大切だと言われました。本町も平成30年度一般会計予算に今年度から初めて、外国語指導助手派遣委託料が350万円計上されていますが、これはどのような目的なのか、またその対処方法を伺いたいと思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

現在、契約しているALT、マイケル君は7月に契約が切れます。彼はJETプログラムから国際交流課の紹介で来ていただいているんですが、8月から阿久根市のALTとして働くことになっております。その後任として新しいALTをお願いする必要があり、民間に依頼して、必要なら中学校の英語の先生方とも相談しながら話を進めていくつもりですが、夏休みにはきちんとした契約ができるようにしたいと考えています。そのお尋ねの金額は、今言うそのためのものです。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

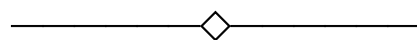
## 会 議 の 経 過

鹿屋市でもJTE英語指導講師という制度があるそうです。国際化が進む中で、英語はとても大切だと自分も思います。学生時代、自分は英語が大嫌いで、なぜ英語があったのかと思ったことが何度もありました。2020年度から小学校では本格的に授業が始まるわけですが、本町の中学校の入学式で五、六人の生徒が英語でスピーチをします。私は他の中学校の卒業式に出たことはありませんので、どういうあれかわかりませんが、英語でスピーチすることによって、新入生は英語に興味を持ったのではないかと私は思います。いろんな問題を模索しながら、本町の子供たちが英語を身近なものとして捉えて、英語は楽しいものだと思ってもらえることが一番大切じゃないかと思しますので、英語が楽しく授業を受けられることを強く希望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前11時03分



再 開 午前11時13分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 西園貞美君の発言を許します。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

それでは、通告していましたので、質問いたします。

町長の簡単明瞭な答弁を期待したいと思います。

塩入川の橋の補強についてでございますが、けさも大阪のほうで大きな地震がありました。南海トラフに備えて対策をする考えがあるか、尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃいました大阪のほうで地震がありましてお二人の方が亡くなったということの際して大変な状況ですけれども、この南海トラフについては、私も7年前から議員時代ですからですけれども、鹿児島大学の井村教授からいろいろ伺いまして、そのたびに柏原地区とか、いろいろ防災センターとか整備させていただいております。

議員お尋ねの塩入川の橋の補強、状況につきましては、県道柏原池之原線にかかる柏

## 会 議 の 経 過

原橋、通称だんかん橋ですけれども、これは平成26年度から平成27年度に施工し、完了しているところでございます。今現在、鹿児島県が事業実施しておりますけれども、塩入川河川改修における橋梁かけかえにつきましては、計画時の最新の耐震基準に基づきまして、施工されております。中園から上山野までかかっていた松山橋、中園橋、下大橋、上大橋の4橋につきましても、その基準に基づきまして、計画施工されております。

今後も塩入川河川改修に係る橋梁につきましては、最新の基準に基づいて、橋梁のかけかえが計画されているところでございます。南海トラフに備えた対策といたしましては、橋梁の耐震補強等、ハード面の対策とあわせまして、ソフト面の充実、常日ごろから津波等の自然災害を想定した津波避難経路の確認や避難訓練等を自主防災組織や振興会の活動に取り入れていただき、地震、津波に対する意識を高めることも重要であると思います。そのために津波検討委員会や防災会議等でも南海トラフに備えた対策を検討していきたいと考えております。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

今町長から答弁がございましたが、松山橋と中園橋は、それぞれ平成12年、平成14年にかけてられておりますが、上大橋が平成17年3月、それから下大橋が平成23年3月にかけてられております。宮下橋から上のほうにまた五、六カ所橋があるんですけども、これはもう古くて、施工された年月日も載っていません。昭和時代かあるいは大正時代かわからんような状態でございまして、非常に古いです。これは地震が来たら、崩れそうな橋でございまして。

南海トラフは30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震の発生する確率は70%と予想されています。串間市で17メートルの津波が予想されているそうです。津波の到着時間まで串間市が15分だそうです。10年後か、あるいは1カ月以内に来るかもしれません。防災タワーは、町長、大丈夫なんですか。本町の場合は、湾になっているために、力の抜け道がないので、串間市以上の高さになると言われています。柏原から安留の塩入川寄り、この東側ですね、海岸のほうですね、この橋を渡り、西側に逃げられなかったアウトですよ。津波が来るほうに逃げる人はいないと思います。防災センターよりも橋の補強のほうが先ではなかったかと思うんですが、今、順次下のほうから塩入川の補強がされているようですけれども、この宮下橋から上のほうも早急に補強対策をしていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

今、議員おっしゃいました宮下橋もそうですけれども、年次的に県のほうに申請して申し上げておりますので、そういう観点から国会議員のほうからも予算を計上していただきまして、橋までかかったらいいなと思っておりますけれども、そういう形で年次的に計画しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

町のほうではどうもできないわけですが、やはり県なり、あるいは国のほうにお願いして、早目のかけかえを、補強をお願いしたいと思います。耐震検査は、やはり大事ですから・・・聞き取り難し・・・ますね。これは耐震検査をしていただきたいと。

平成17年にかけてかえられた上大橋、それから平成23年にかけてかえられた下大橋、あとの橋は、それ以前の古い橋ですので、マグニチュード幾らまでもてるのか、検討といたしますか、耐震検査もしていただきたいと思えます。早急にこの橋の補強工事をしていただくような方向で、県なり国のほうにもお願いをしていただきたいと思えます。

それから2番目のカメムシ被害の対策についてでございますが、水田近くの街灯にカメムシが寄ってきて被害が出ていると。カメムシの対策を考えてくれないかということでございますが、お尋ね申し上げたいと思えます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

カメムシの被害の対策についてということですが、議員お尋ねの街灯とカメムシの関係につきましては、このカメムシ類のような夜行性の多くの昆虫は、人間には見えない紫外線を色として認識いたしまして、紫外線を発する光源に誘因されるようでございます。町が設置しました街灯につきましては、町道池之原永峯線ほか、主要道路に131基を防犯灯としてLED照明を設置しております。このLED照明は、従来の白熱灯や蛍光灯と比べて比較的紫外線の発生が低いことから、カメムシ類の誘因術は低いと考えられております。しかしながら、昨年はカメムシ類が異常発生したため、水利等に対するカメムシ被害は甚大でありました。このため、町農林技術員連絡協議会でも検討いたしまして、農家に対して自主防除を含めた2回防除を推奨しているところでございます。

また、今年度、町水稻航空防除連絡協議会におきましても、有人ヘリによる防除とは別に、試験的にドローンによる防除を実施する計画でございます。米価の低迷による農家負担も考慮しながらカメムシ被害に対応していきたいと考えているところでございます。ちなみにこの間、6月12日に瀬戸山議員が会長さんでいらっしゃいますけれども、唐仁営農改善グループの総会でもこのことが上がりまして、このカメムシ問題はどうかならんかということもございまして。ところが大隅農水担当の朝倉さんにちょっとお聞

## 会 議 の 経 過

きしたんですけれども、このカメムシ被害は東串良だけがひどかったんですかと言ったら、いやいや、大崎町、肝付町、輝北も被害は一緒でしたと。これは考えてみますと、私どもは牧草をつくっておりますけれども、牧草の中にもいっぱいカメムシがいるんですよ、8つの種類のカメムシがいます。わかりましたと、お聞きしまして、鹿児島県一円がカメムシにやられたというのが本来の実情でございます。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

このカメムシは、農家の話では、街灯の光に寄ってくると、山からおりてきたという話で、その街灯の周りは特にひどかったという話でございます。米農家にとっては、非常に深刻な問題でございます。ぜひとも調べていただいて、今度の収穫期までに調べていただきまして、どういう状態か、またその状況をお聞きしたいと思うんですけれども、被害が出ている以上、ほっておくわけにはいきません。何かの対策はできるはずでありますね。極端に言ったら、その光のところに、袋か何かさげて入るか、何かそういう方向で、何か町もしているんだよという方向を見せていただきたいと思います。ただ、どこもうけかかったと、大崎もやった、高山もやった、東串良もやったと。これではやはり町民にとっては納得できない面もあると思います。ですから、見える形で被害対策をしているんだよというのを見せていただければ、農家の方も安心されると思います。

以上、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

それでは、午前中予定をしておりました質問を終わりましたので、ここで暫時休憩して、午後1時から開会したいと思います。

休 憩 午前 11時 25分  
— ◆ —  
再 開 午後 0時 58分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2 番 瀬戸山譲一君の発言を許します。

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

通告書に従って質問をさせていただきます。

## 会 議 の 経 過

1、財政の長期的ビジョンとインフラ整備について、①インフラ整備にここで支障が出始めていますけれども、この前も1回申し上げましたけれども、衝撃的なニュースが数カ月前にあったわけですがけれども、再度言わせていただければ、全国の主要幹線道路の橋が2,559カ所、財政難で建てかえ、改修ができなくて、通行どめになっていると衝撃的なニュースが流れたんですけれども、最終的には、全国で66万カ所の橋を改修、建てかえをしないといけないということですがけれども、こんな状況ですね、東串良町を鑑みて、町長はこれから先、全国的ですがけれども、こういう財政難がやってくる、襲ってくるという認識をどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私も町長になりましてちょうど3年目になったわけですがけれども、おっしゃるとおり、建物公共施設がどんどん老朽化してまいりまして、私になる前からなっていたんですけれども、たまたま私のときになったら、余計こういうのが目覚ましく出てきたような気がします。高度成長を機に、道路や橋、学校などの社会インフラが一斉に建設され、その多くが耐用年数を超え、建てかえの時期を迎えていると感じているところでございます。老朽化したインフラは、本来は適切に保守・修繕を行い、機能維持を図ることが望ましいと思っておりますけれども、適切な補修、修繕が実施されないこと等により、損傷程度が悪化し、危険性が増しております。議員が言われるように供用されることができなくなった橋が通行どめとなっている現状でございます。このような中、本町の社会インフラ、特に町内56橋につきましては、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行い、橋梁の寿命を延ばし、将来的な財政負担の低減を図るため、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしまして、年次的に補助事業等を活用いたしまして、修繕を行っているところでございます。そのほかのインフラにつきましては、過疎計画等に基づきながら、補助事業や公金、有利な起債等を活用していきながら整備していきたいと考えております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

質問事項の②まで言っていたようなお話でありましたけれども、具体的には、町内であれば、補修をしようとしていた総合センター、それからその隣にある商工会の並びの建物、それから雪山の老人福祉センター、柏原の児童館と、それから50年ぐらいたちますかね、町営プールなんかもあると思うんですけれども、再度2番まで

さっき言っていたんですけれども、具体的なそういう建物の建てかえ、補修がめじろ押しになってくるわけですけれども、町内に関しては、今言っていたとおりなんですよね。

であれば、これでこの話は終わりにしまして、例えば一つの提案で、もう一つ言わせていただければ、例えば今、いろんな木材を使ったホテルが、フランスで30階建てができるとか、それから住友林業が70階建ての木材によるビルを建てようとかしていますけれども、こういう木材を使った建てかえとか、そういうことに対しては、いろんな国の助成金、補助金がありますので、例えばそういう総合センターを例えば木材を使った総合センターを使えますよということを早く計画を立てて、そういう助成金、補助金のとり方の準備なんかを早目にしてこられたら、なかなかそういう方向性に走っていきやすいんじゃないかと思えますけれども、一つの政策提言として申し上げておきたいと思えます。

そして3番目ですけれども、去年、おととしから何回も申し上げておりますけれども、民間資金を使ったいろんな町内の建物、インフラ整備等を何回か申し上げましたけれども、そのPFIの勉強会もされたということでしたけれども、その後、いかがなっていますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先ほど議員のおっしゃるこのPFI事業は、国、地方公共団体等がPFI法の規定に従って実施する公共事業サービスでありますけれども、この公営住宅等も老朽化していることから、これらの整備をPFI事業導入による整備ができないか、模索しているところでございます。

しかしながら、ただいま民間事業者からPFI以外の手段で、本町に住宅を建設したいという構想の話を受けておりますので、メリット措置など検討しなければならぬと考えております。ですから、今後このことにつきましては、議会の方々にも情報提供をいたしまして、民間による住宅建設誘致実現を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

この前テレビであったんですけれども、福岡の例でしたけれども、そういうPFIを使って建物と福祉事業をタイアップさせて、IT企業なんか、今あり余る潤沢な資



## 会 議 の 経 過

金をどこに投資しようかなというところがいっぱいあるそうですので、そういうところをやっぱりこういうそういうアピールをすることによって、そういうところが目を向けてもらえる、あるいは投資しようかなという環境づくりをつくることも大変大事じゃないかなと思うんですけれども、だから、そのPFI事業に関しては、やっぱり民間の資金ですので、例えば前も話したと思うんですけれども、これは微々たるお金ですけれども、例えばこの東串良のメインバンクである相信さんにしても何かそういう事業があれば、300万円お膳立てできますよという前の支店長にもお伺いしたことがあったんですけれども。であれば、そういういろんな方針とか、指針を立ててくだされば、私たちも動く形でできますよとおっしゃったので、その辺もやっぱり密に、そして活動を大きく皆さんにお示しすることが大事じゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、前も言ったことですが、こういう全国的に財源難で四苦八苦しているところがいっぱいある中で、もう1回町長に再度お伺ひしたいのは、だから財産難であるがゆえに東串良の今の基金とかも考えた上で、どんなふうに貯蓄をして、そして財源力を高めていくかということ、どんなふうに考えていらっしゃるか、二、三よろしくお願ひします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

今おっしゃった財源力を増すための方法といたしましては、結局人口増加対策が一番よいのではないかと考えております。この人口1人当たりの交付税措置をされるのが19万5,000円ですので、ぜひこの人口増だけは念頭に置いております。町税の増加は基本的ですので、さらに地方交付税も増加するという可能性は大でございます。今年度の当初予算のうち、歳入は町税が8億2,000万円ですね。地方交付税が13億2,000万円と依存財源に占める割合が非常に高くなっております。自主財源でもある町税ですが、主な内訳といたしましては町民税が1億7,000万円、固定資産税が5億6,000万円です。この固定資産税も志布志石油備蓄基地に伴う償却資産が大部分を占めておりますが、この償却資産が毎年度4,000万円程度減額しております。とても厳しい財政状況でございます。このことを踏まえて、自主財源の町民税を増加させる人口増加対策は本町でも取り組むべきことと認識しております。

継続的に実施しておりますのは、定住化促進団地整備事業や、近隣市町と実施している民間資金活用集合住宅建設促進事業などを終え、本町でも実施して、本町はとにかく移住をふやせないか協議をしているところでございます。今、来てくださればどうというあれが、学校給食費補助事業などのソフト面などもまたサポートを継続させつつ、新たな事業も検討していき、財政力を増すとまではいかないにしても、現状の

維持はできるものではないかと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

じゃあ、大きな2に移りたいと思います。

なつほのか、要するに、今おいしくないと言われる、早場米の定説を覆すような食味が確保できるということで結構今注目されていますけれども、そこに書いてありますけれども、県の試験場も唐仁のある農家の方の田んぼを借りて、いろんな種類の品種の試験をされているぐらいで、東串良というのは、やはりここにも書きましたけれども、長所がやっぱりシンボルはお米ですよね。やっぱり過去をひもとけば、ここ東串良、肝属川支流に伴って米づくりが盛んであったということを考えると、もう1回、お米の重要性、今すごく安くて、米農家さんが大変な状況に陥っているわけですが、もう1回、米、このなつほのかを使って町のアピールができないかというところで質問をさせていただいているわけですが、この前テレビを見てたら、ここに書いています出水市がこのなつほのかの品種を自分たちの鶴がいますからツルマチ米というところでシンボライズ化して、商標登録をして、売りかけを頑張っているところですが、東串良もなつほのかで頑張っていこうという業者さんとかも見受けられますけれども、町としては、どういう取り組みをこれからされていかれるのか、どういうふうなアピールをされていくのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員のおっしゃるなつほのかですが、このなつほのかについては、作期が全然またイクヒカリ、コシヒカリとは違っていて、1週間、10日以上、2週間近く刈りとりがおくれるということもございます。それと水管理から何から違ってまいりますので、もしするとなれば、団地化とか、ブロックローテーションを利用した形でないといけないのかなと思っております。

それとなつほのかは、事実、私もつくらせていただいておりますけれども、事実おいしいです。ですから、このおいしさをどのように広めていくかということ。それと、おいしいということになれば、全農家さんがなつほのかに作付を転換されるということになれば、これは銘柄米としての登録も可能だろうと思っております。今、コシヒカリのほうが大分多いものですから、なつほのかをもっともっとふやせるという、そういう浸透性も欲しいなと思っております。今、この三つの銘柄の中にずっと埋もれたよう

## 会 議 の 経 過

な感じになっておりますけれども、そういう中で、本町のなつほのかの作付面積につきましても、平成28年度が3.4ヘクタールで、平成29年度が7.3ヘクタール、徐々にふえておりまして、本年度申告面積が26.4ヘクタールの作付予定となっております。議員お尋ねのなつほのかでアピールできないかということで、自主銘柄を立ち上げ消費をできないかの質問でありますけれども、今おっしゃいましたけれども、出水市でのツルマチ米につきましても、生産農家鹿児島県出水市JA鹿児島いずみで、出水のツルマチ米推進協議会を設立いたしまして、独自のブランド化に向けて協議を重ねております。農薬の使用を2割ほど控えることや、粒の大きさを1.85ミリ以上に満たすことなど厳しい基準を設けております。出水市内に4店舗、鹿児島市内に2店舗、福岡などへ直接販売しているようでございます。商標登録につきましては、法人または個人でないと出願できないため、法人格のない出水のツル米推進協議会では、農家代表者、個人の出願も検討しましたが、世襲の課題もあり、平成29年9月に出水市が商標登録を得ています。今後、本町においても、町農業再生協議会、町農林技術員連絡協議会において、作期や水の問題等を協議するとともに、農協、県などの意見を聞きながら、可能であれば、生産者を中心とした協議会を立ち上げ、栽培基準、販路、商標登録などを検討し、販売推進も行っていければと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山讓一君。

2 番（瀬戸山）

ことしからJAも育苗までなつほのかに参画してくださるようになったので、大体その方向性が見えてきているのかなというところで、JAきもつきのトップの下小野田さんも東串良を中心になつほのかかれこれをお米に関しては、政策を重点配分していこうかなということをおっしゃいましたので、その辺にも乗じて、東串良の役場としても農林水産課にしてもその辺を強くアピールする形で動いていっていただきたいと思っております。さっきもおっしゃいましたけれども、自分たちもその件で唐仁に稲作グループというのに入らせていただいておりますけれども、6月25日にその種の開発をしてくださった試験場に勉強に行きたいと思っておりますので、自分たちも一生懸命取り組みたいと思っておりますので、なつほのかの奨励、それから、この前、勉強会のときに普及所の方がいらっしましたけれども、その中で、なつほのかのやっばり登熟期間が長いということで、それを短くするためのおいしい品種も今できつつあるということで、そういういい品種があれば、そういうことをとって、とにかく早く奨励して、東串良からこの町章であるお米のシンボルのまち東串良をアピールできる形を強烈にアピールする機会をつくっていただきたいと思っております。

次に、姉妹都市、交流都市についてです。

町長は、姉妹都市の創設を冒頭の公約でもおっしゃっていましたが、今どういふ姉妹都市、交流都市の構想がどこまでどういうふうの実現していくのか、ちよっ

と事例を教えてくださいたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今おっしゃいました姉妹都市の件でございますが、姉妹都市の創設については、昨年、群馬県の前橋の方々が鹿児島へ観光に来られた際、前橋市長と同市議会議長の2人から私へのビデオメッセージがございました。頂戴いたしまして、それを拝見いたしました。そうしたら、群馬県前橋市の歴史上の人物である群馬の剣聖とうたわれた新陰流、上泉伊勢守、信綱公と、本町出身ですね、昭和の武蔵とうたわれた中倉清先生のことにもメッセージに盛り込まれておりましたので、このことをきっかけといたしまして、スポーツや文化交流など幅広い分野で姉妹友好都市交流の機会を得ることができればと考えております。これは今からですけれども。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

そういう動きがあるということで、そういうのは町長の公約でもありましたので、活発にやっていただきたいと思います。

それは①ですね。②は、これはまた政策提案みたいになるんですけれども、例えば柏原大相撲、それから唐仁の倭寇史観ということになりますけれども、要するに柏原大相撲にしても、つい数日前でしたけれども、東南諸国、ヨーロッパ、そしてアメリカなんかも本当に相撲ブームで、相撲に関してはいろんなイベントに、海外の方は日本に注目されておりますけれども、例えばその数日前のニュースであったのが、東南アジアのタイ国が相撲を国の強化スポーツに指定したということで、すごく相撲が今、タイ各地で盛り上がっているそうです。この前、テレビに出た、テレビばかり言いますけれども、琴欧州さんも、昔の琴欧州さんですね、今は何とか親方ですけれども、あの人たちもそういう機会があればということで、すごくリサーチをいろいろされているみたいですので、私はここでも何回も申し上げておりますけれども、肝付町にも鹿屋にも来ていました舞の海さんを相撲親善大使として来ていただいて、そこで旅とかグルメも含めて相撲を通じて、姉妹都市がそういうふうにできていければなど、いつもここでも何回かここでも申し上げているんですけれども、例えば奄美なんかにしても、女相撲、小学生相撲なんかはすごく強い選手を輩出していますけれども、その相撲に関して、例えば一番身近な奄美とかそういうところを通じて、交流も図って、柏原大相撲を盛り上げる形で交流都市を結びつけていったらいいんじゃないかという

構想をやはり町長自身がいろいろとトップセールスをされる中で、そういうふうになされていかれたらどうかなと思っているところです。

唐仁の倭寇史観も含めて、やっぱりこれは物語をつくっていかないといけないんですけども、自分たちが今、唐仁会というグループもつくりましたので、そういう物語を通じて、やっぱり倭寇といえば、ここ東串良、下伊倉城、高山の波見、ここを通じて南西諸島、中国、台湾、そして東南アジアに開かれていたわけですから、例えば、倭寇史観を通じて歴史のイベントを開くなりして、いろんな人の注目を浴びて、そして倭寇史観に通じてそういう子供たちの派遣とか、それから歴史の交流、勉強会を通じて交流都市も結びついていけるんじゃないかなというところで、例えば具体的には、奄美の加計呂麻には、この唐仁に行かれていた倭寇の人たちがつくった昔の港もあるそうですね。だから、加計呂麻とそこでつながるし、そして上海の乍浦というところには、大隅新五郎という人が、こっちの倭寇で渡った人たちの碑が上海の下の乍浦という町にもあるそうです。そういうところも具体的に結びついていけるんじゃないかなと思います。そういういろんなアイデアを近所にくださる方もいろいろいらっしゃいますので、町長もそういうのは多分耳にされていると思いますので、具体的な形をそういう形で交流都市、姉妹都市としてつくっていけるチャンスがどんどん出てきているんじゃないかなと思いますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

それでは、次に、5番 泊 重巳君の発言を許します。

泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

私もさきに通告いたしておりました、公営住宅の水洗トイレへの改修について、質問いたします。

町が管理している公営住宅は151戸で、町営住宅が9戸、特定公共賃貸住宅は28戸で、みんなで188戸の住宅がございます。平成になってから、建築された特定公共賃貸住宅は、水洗トイレでございますが、公営住宅と町営住宅はいまだ汲みとりのトイレが多いようでございます。汲みとりのトイレは、部屋全体に悪臭が漂い、不愉快な思いをいたしております。東串良町公営住宅条例の第3条の4で、良好な居住環境の確保がございます。公営住宅は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ入居者にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならないとうたっております。建てかえの計画のない住宅につきましては、汲みとりトイレから水洗トイレに改修する考えはないか、お尋ねいたします。

また、本日大阪で地震がございましたので、通告外でございますが、町が管理している住宅は耐震検査はどうしているのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

議員お尋ねの公営住宅の水洗トイレの改修についてですけれども、今、議員のおっしゃいました公営住宅は151、町営住宅は9戸、特公賃住宅に28戸、合計で188戸ございます。そういう中で、汲みとりトイレ住宅は、街道団地、石堀団地、第二池之原団地の一部、そして下之馬場団地、別府原団地、熊之馬場団地、古市団地の一部となっております。戸数は86戸、うち7戸は空き家でございますけれども、住宅の5割が汲みとりトイレの住宅でございます。汲みとりトイレ問題に限らず、床や水回りの改修など年々住宅修繕が増加傾向にあります。台風が来るたびに苦情が参っております。汲みとりトイレの住宅は、全ての建物が耐用年数を経過しております。改修工事よりも建てかえ工事が望ましいと思っております。ちょうどその時期に来ておまして、建てかえようということで入居者の皆様方には御迷惑をかけておりますけれども、もう少し御理解と御協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

ただいま町長が答弁されましたように、修繕費も大分高くなっております。今、公営住宅条例にうたっておりますように、居住環境の整備を図ることが大変大事でございますので、強く要請いたします。

次に、本町の公営住宅は、昭和40年代の住宅が多く、今回、柏原派出所団地の解体工事の予算が組まれておりますが、まだまだ解体をしなければならない住宅が多いようでございます。池之原地区は、定住促進土地貸付事業で人口増対策を行って効果も出ておりますが、先ほど民間資金を活用して、住宅を考えていらっしゃるというようなことでございますけれども、柏原地区に人口増対策として公営住宅建設計画はないかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

柏原地区もそうですが、現在空き家としているのが池之原団地、それで解体済みの柏原保育所団地、そして今年度解体予定の柏原派出所団地、柏原小学校校長住宅の跡地など、町有地で建てかえはできないか、今検討をしているところでございます。

それと、耐震について、総務課長に答弁させます。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

耐震というところで本当に大事なところでございますが、南海トラフもいつ発生してもおかしくないという状況であります。ちょっと通告外で、私も資料を手持ちにしておりませんが、調べまして、必要性があれば早急に対応させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）  
5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

ただいま町長のほうから何カ所か解体をするという計画であるということで、その後には検討したいということでございますが、この後の柏原地区の人口対策も今の状況では年々減ってきますので、このあたりも十分考えていただきたいと思います。

先ほど瀬戸山議員からも質問がございましたので、重なるところもございますが、昨年の9月に定例議会において高齢者福祉センター、総合センターは、老朽化が進み、建てかえの時期に来ておりますので、基金の設置を要請いたしておりましたが、公営住宅、町営住宅も建てかえをしなければならぬと住宅が多いようでございます。そのために将来の財政負担を軽くするために、建てかえの基金を設ける考えはないか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今議員お尋ねの件ですが、住宅建設基金という、住宅に限定した基金ではなく、全ての公共施設に対して、維持管理等も含めた特定目的基金、通称ですけれども、公共施設維持管理基金というものを新設できればと検討を続けているところでございます。

議 長（田之畑）  
5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

ただいま公共施設維持管理基金を考えているということでございますので、そのように早急にしていただきたいと思います。

本町の財政は、先ほどもお話がございましたように、年々厳しくなっております。

備蓄基地に係る交付金も、平成23年度は7億5,400万円ほどでしたが、平成30年度は3億4,300万円ほどでございます。将来の財政の健全化を図るために基金を設けて安定した財政運営を図れますよう要請し、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

次に、9番 宮地利雄君の発言を許します。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

私も通告に基づいて、3点ほど今回取り上げました。

まず最初に、本町の和牛農家の税申告の簡素化の問題であります。

御承知のように、和牛農家も高齢化が進んで、5年後にはもう半減するんじゃないかという話も出ております。高齢化に伴って、特にこの和牛の税金の申告のやり方というのは、私も何件か引き受けて加勢しておりますけれども非常に農家にとっては、これは難しいと、簡素化できるものは簡素化すべきじゃないかというふうに思うわけです。特に減価償却と育成費用の関係。これがなかなかわかりにくい。減価償却というのは、機械器具などの場合は、これは20万円以上ですけれども、耐用年数が決まっております、みんな決まっているわけですけれども、例えば耐用年数5年で、購入価格が100万円の農業機械であれば、毎年毎年5年間かけて20万円ずつ経費になるという簡単に言えばそういうことなんですけれども、市場などで購入した母牛を減価償却する場合などはスタートの価格がその市場で買った価格になりますので、簡単ですが、自家保有の雌牛を母牛とした場合の育成費用というのは、減価償却というのは、まずは自分のところで受精して子牛をおなかに入れるまで、自分のところで育成すると、その費用は、経費から差し引くと、そして取得価格が最終的に体内に子牛が入った場合に減価償却が始まると、耐用年数は5年です。町長のところは乳牛ですが、乳牛は4年ですよ。この6年間で減価償却を雌牛の場合はしていくということになるんですけれども、この自家保有の雌牛を母牛として受精させるまで育てる育成費用と、それから減価償却のスタートの取得価格、これは同額であると、同額に現在しているんですが、同額であるということについては、認めますか、その点はいかがでしょう。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃいました減価償却に入るとき、今おっしゃいました私ども乳牛は4年です。それと和牛は5年ですけれども、結局それから稼ぎ出すという種類のもの



で、これはどうしようもなく、所得税法施行令第6条第1項第9号の規定によりまして、減価償却資産でもあると規定されております。また所得税法施行令第126条第1項第3号では、自己が生育された牛の取得価格は購入代価と所得のために通常要する価格または種つけ費、飼料費、生育のために要した経費等々とされるようになっておりますので、議員が申されましたように、育成費用と減価償却の取得価格は同額になるものと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

当然ながら、これは同額になるわけですけれども、この場合、経費から差し引く育成費用も、それから経費に加える減価償却もさっき和牛が5年と言われましたが、たしか6年だと思えますけれども、その6年たてば、その取得価格が経費として消えていくわけですよ。そのかわり育成費用として、どの同額を経費から差し引くと、結局プラスマイナス同額なんですよね、6年たてば。だからこれは税務署に出す収支内訳書なんですけれども、これに経費から差し引く育成費用の額を差し引くということで額を書くようになっていますね。同時に裏には、育成費用も書くようになっているわけですけれども、これをどうせプラスマイナスゼロになるんだから、自家保有の雌牛にかかる育成費用の欄、それから自家保有の場合だけですけれども、減価償却、これは省略してもよいのではないかと思うんですね。農家もこの煩雑な計算が諸略できるし、対応する役場の税務課の職員も楽だと思うんですね。また、実際には他町村でも、もうそこそこは書かんでもいいというふうに対応しているところもあるように聞いておりますが、本町もそうした簡素化をすべきではないかと思いますが、この点ではいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

私も税金をずっと、今はパソコンの時代になりましたけれども、手書きでする時代は大変でした、本当に。1頭、1頭やりよったものですから。議員が申されている育成費の算出は煩雑で大変なことはわかっておりますが、先ほどの質問でもお答えしましたとおり、これは法令で規定されておりますので、この法令を破ってまで牛の個体ごとに帳簿記帳を行い、母牛のように供した年から減価償却費として経費算入するよう、適正な処理を行っていただきますよう、御指導いただければありがたいと思っております。御理解ください。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

結果的にはプラスマイナスゼロだから変わらんわけだから、その点は役場のほうでもぜひ大目に、実際上の申告の場合には大目に見ていただくよう要請をいたしまして、次の問題に入ります。

東申良町危険空き家等解体撤去事業補助金交付要綱というのが1年ぐらい前かな、私も手に入れました。これは見てみますと、平成29年4月1日に施行するというふうになっておりまして、危険な家屋を解体するときには最高30万円まで町が補助をするということであります。

そこで、この交付要綱のできた平成29年4月以降、口頭での申し込みを含んで、その補助金はもらえんかと、この家屋にはもらえんかという申し込みが何件あって、そのうち補助金の交付を決定したのは何件あるのか、一つまずはそこから答弁を願います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

平成29年度中に事前調査の申請があったのは5名の方々からありました。その中で認定された件数は2名でありまして、うち1名は、平成29年度中に補助金の交付決定がされております。また1名の方は、平成30年度に補助金申請をされることとなっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

この制度をよく読みますと、なかなか厳しいんですね。先ほどの今の答弁で、5名のうち2名がよろしいでしょうということですが、この要綱の最後のページに図まで書いてあって、家の傾きとか、それから屋根の瓦などがどんどん落ちてしまうということで、道路までの長さや屋根の高さ、これが非常に厳しいんじゃないかなと思うんですね。結局、これは道路などを通る車や人間に危害が及ばないようにというのがいけば趣旨みたいな格好になっているような要綱になっていますよね。ですから私は、このハードルをもう少し下げられんかというのが質問の趣旨なんです。

今回、議会に配付されました100万円以上の工事の内訳を見ますと、どこの校長住宅だったのでしょうか、解体費用に130万円ぐらいかかっていますよね。130万円の

うち、この要綱による一番大きい金額30万円は、補助してもらっても、残りは自分で負担すると。しかも平地になった土地については、固定資産税がかかってくると。たしか6分の1になっているのが、それがなくなるわけだから、簡単に言えば6倍の固定資産税を町に払わないかんとということから考えても、もう少しこれを利用しやすくハードルを引き下げる必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺は町長、判断はいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お気持ちはわからんでもありませんけれども、とにかく危険家屋ということがまず前提でございますので、瓦が落ちてけがしたとか、車に物損事故が起きたとか、そういうことがないようにというのが一番の目的でございます。大体、危険家屋につきましては、おおむね1年以上、所有者等が現に居住、その他の用に共しない建物で老朽化し、危険な状態にあるものと定義づけられておりますので、老朽化につきましては、構造、または設備が著しく不良であり、老朽化危険空き家の判定基準に掲げる評定項目の評点が一定以上である状態であることとしております。

また危険な状態とは、今議員のおっしゃいました管理されないまま放置され、倒壊もしくは外装材等の落下、またはそれらの危険性及び近隣及び道路等に影響を及ぼすおそれがあり、かつ周辺への危険度判定に掲げる項目に該当する状態であることとしております。

以上申し上げましたとおり、家屋の倒壊や落下物のそれがあり、周辺の住宅や道路等に影響を及ぼす場合に限って、補助金制度の対象としております。

また、今おっしゃいました将来的には、近隣住宅や道路等に影響を及ぼす危険空き家がますますふえていくことが懸念されます。このことにまず重きを置きまして、今後制度の活用を周知していただきたいと考えております。

財政上の問題もありますので、今後の状況を見据えた上で、必要に応じて見直しも検討してまいりたいと考えております。ただし、解体費用は、本来自己負担していただくべきものでありますので、あくまでも現時点におきましては、最低限老朽化し、危険な状態にある危険な空き家であることを必須条件の基本にしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ぜひ大いにこれが利用できるように、何せ固定資産税というのは、ずっと取れるわけですから、見直しを検討していただきたいということを要請しておきます。

## 会 議 の 経 過

最後になりますが、就学援助制度について、教育長にこれまでも何回か要請してまいりましたが、最初に、この就学援助制度に基づく入学準備金として、小学1年生の入学時に幾ら、中学1年生の入学時に幾らこの就学援助制度による入学準備金が出るのか、その点教えてください。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

お尋ねにお答えいたします。

中学生には、平成29年度の県が指定している単価によりまして、4名の生徒に1人当たり4万7,400円、入学前のこの2月に支給しております。小学生につきましては、ことは支給していませんが、来年度から支給した場合は、県が指定している単価に変化がないものとして、平成29年度の金額実績でいえば、1人4万600円をこの平成31年2月に支給するということになると思います。

議 長（田之畑）  
9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

教育長も御存じのように、ことしの2月27日付になっておりますが、鹿児島県教育委員会の教育長名の各市町村の教育長宛てに依頼が来ております。義務教育学校等における地方財政措置の活用等についてという文書ですね。当然管理課長を通じてごらんになっていると思いますが、そこでこう述べています。要保護児童生徒関係経費及び準要保護児童生徒関係経費については、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入され、つまり地方交付税で見るということになっております。学校教育法第19条に経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては市町村は、必要な援助は与えなければならないと規定されていることや、平成29年度から要保護児童生徒援助費補助金に係る補助単価の一部見直しや、新入学児童生徒学用品費の入学前支給に係る要綱改正が行われていることなどを踏まえ云々と、適切な支給時期への配慮、及び支給額、支給対象費目の拡充ということで、県の教育長からもこういう要請が来ているんですが、今の教育長の答弁で再確認しますけれども、来年の小学生の入学前に、この就学援助を受ける子供については、入学準備金を支給するという理解でよろしいでしょうか。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

## 会 議 の 経 過

先ほども申し上げましたが、中学生については、この4月から支給しているということですが、小学生につきましては、先日の6月の定例教育委員会で議題にしたところです。

結論から申し上げますと、入学前の支給について検討をしていこうということになりました。ただ、そのためには、昨年も申し上げましたが、規約、あるいは募集の時期、方法、また校長の所見と幾つか問題が残っております。それらの解決に向けた検討をしていき、間に合えば来年度の入学生から支給できるよう努力をしていきたいと考えているところです。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

実際にやっているところもあるわけですから、その例を見ながらやればどうということはないと。多くのところが始め出しているようです。ぜひ来年、間に合うような形で取り組んでいただきたい、このことを要請して、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月22日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時49分

平成30年第2回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 平成30年6月22日 午前10時00分
閉 会 平成30年6月22日 午前10時56分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 前田 隆 8番 原田 猛

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
農林水産課長	木佐貫 勝志	社会教育課長	橋口 正博
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 東水流 勝

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第21号 町道軍神線の道路拡幅について（委員長報告）
- 日程第 4 議案第20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第21号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第22号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第23号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第24号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第25号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備について
- 日程第11 発議第1号 東串良町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第12 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

会議に付した事件

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について（委員長報告）

追加日程第1 発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

日程第 3 陳情第21号 町道軍神線の道路拡幅について（委員長報告）

日程第 4 議案第20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第21号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第22号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 議案第23号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第24号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第25号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 10 陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備について

日程第 11 発議第1号 東串良町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議

日程第 12 委員会の閉会中の継続審査について

日程第 13 委員会の閉会中の継続調査について

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 陳情第20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

日程第2 陳情第20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 前田 隆君。

6番 前田 隆君。

6 番 (前 田)

おはようございます。ただいま議題となりました陳情第20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について、委員会での審査結果を報告いたします。

本件については、6月19日に開会した教育産業常任委員会で陳情の内容等について審査したところです。結果、子供たちの豊かな学びの実現のためには、学校現状における教職員の長時間労働の是正のための教職員定数の改善はもとより、自治体間の教育格差が生じることがないように、国の施策として財源保障をすることが必要であり、本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから陳情第20号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時05分

—◆—

再 開 午前10時06分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、教育産業常任委員会委員長から発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の動議が提出されました。

発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として先に審議することに決定しました。

~~~~~  
◆ 追加日程第1 発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

議 長（田之畑）

追加日程第1 発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

職員に発委第1号を朗読させます。

事務局長。

（職 員 朗 読）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員会委員長 前田 隆君。

6番 前田 隆君。

### 6 番 (前 田)

ただいま議題となりました発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書ですが、先ほど事務局長が朗読したとおり、子供たちの豊かな学びの実現のためには、学校現場における教職員の長時間労働の是正のため、教職員定数の改善はもとより、自治体間の教育格差が生じることがないように、国の施策として財源を保障することが必要であります。こうした条件整備として計画的な教職員定数改善を推進すること、また教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを政府に対して要請するものであります。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

### 議 長 (田之畑)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

## 会 議 の 経 過

ただいま議決されました発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第3 陳情第21号 町道軍神線の道路拡幅について

議 長 (田之畑)

日程第3 陳情第21号 町道軍神線の道路拡幅についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 前田 隆君。

6番 前田 隆君。

6 番 (前 田)

ただいま議題となりました陳情第21号 町道軍神線の道路拡幅について、委員会での審査結果を報告いたします。

本件については、6月19日に委員会を開き、陳情者及び建設課長の立ち会いのもと、現地にて陳情箇所の現状等について説明を受け、調査しました。陳情箇所は町道であり、周辺住民の生活道路となっておりますが、道路の幅員が3.5メートルと狭く、車の利用等が不便であり、交通に支障がある旨確認したところです。

以上を踏まえ、審査した結果、本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから陳情第21号 町道軍神線の道路拡幅についてを採決します。
この陳情に対する委員長報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る13日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから議案第20号 東串良町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第21号 平成30年度東串良町一般会計補正予算 (第1号)

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第21号 平成30年度東串良町一般会計補正予算 (第1号) を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る13日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番 (泊)

20ページの目3の観光費の中で、魅力ある観光地づくり事業の予算が計上されております。この事業は、県の事業で、去年は不採択であったと聞いておりますが、ことしは、採択される見通しがあるのでしょうか。

また、古墳めぐり事業はソフト事業でございますが、この魅力ある観光地づくり事業は、施設を整備する事業であると聞いております。この事業内容と古墳めぐり事業と同じく古墳を中心にした大崎町、肝付町と一緒に広域的に取り組みをされるのか、お尋ねいたします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

議員のおっしゃるとおり、この魅力ある観光地づくり事業ですけれども、これは以前、大隅振興局長の堀之内さんより連絡をいただきまして、魅力ある観光地づくりが採択されましたのでということで、これ今、議員おっしゃいました横瀬古墳、そして我がまち唐仁古墳群、それと肝付町の塚崎古墳を結んだ、それと鹿屋市にある串良町ですけれども、そこの古墳と一緒につくった事業でございます、それで我がまちのほうに、休憩

会 議 の 経 過

所、トイレ、そして看板を設置するという事業でございます。ちょっと詳細について、企画課長に答弁をさせます。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

この魅力ある観光地づくり事業につきましては、採択ということで、先ほど町長からも報告がありましたとおり採択となりまして、今回の予算計上に至ったところでございます。土地につきましては、町のほうで購入しまして、上物につきましては、県のほうで執行するというので、今年度は県のほうで設計の方を行いまして、来年度上物の方は整備をするということで、アスファルト舗装、それからあずまや、トイレ、休憩所、そういったものを、整備することとなっております。

それから古墳めぐり事業につきましては、これは広域的な取り組みということで、大崎町、東串良町、肝付町で、広域観光の一環としてソフト事業で取り組むというような位置づけでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。
4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

23ページの工事請負費の中の空調機器設備設置工事4、700万円が予算化されていますけれども、小中学校のクーラー設置につきましては、私を含め、同僚議員からも再三意見が出ましたが、財源がないということで断られていた経緯がございます。今回、補助事業がないのにもかかわらず、予算化されておりますけれども、どういう気持ちの変化があるのかと思って、また両小学校を差しおいて、中学校のほうに設置をするということでございますが、町長の気持ちを伺います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃいました空調機器設置工事ですけれども、最初教育補助事業を取り入れられないかということで申請をしておりました。そうしたら、その申請がどちらかというと優先されなかったという、ちょっと申請も遅かったんですけれども、最初ずっと前からしておけばよかったんですけれども、そういうことでそういう補助事業には乗

会 議 の 経 過

つけられなかった事実は事実です。それでとにかく中学校だけでも、受験勉強を控えた子供たちに対して中学校が先だろうということで、中学校のほうを優先させて、そういう事業に取り組んだ経緯でございます。詳細については、また総務課長に説明をさせます。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

今、町長のほうから説明があったところでございますが、町長のほうからは、申請が遅かったという話も出ましたけれども、これにつきましては、もう当初からお願いして、随時機会があるごとに申請しておりましたので、申しつけ加えさせていただきたいと思えますし、また申請をしておりましたけれども、一般質問でもありましたとおり、採択に至らなかったと。優先順位もろもろ等の要因がございまして、採択に至らなかったということが事実でございますし、そうしたらどうにか町長が言いますとおり、中学生、いわゆる入試の関係、いろんな整備の関係でどうにかできないかというようなことで、今、過疎債のほうで申請して、有利な起債で対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

中学校はそうでしょうけれども、小学校のほうもつくる計画があるのか、教えてください。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

小学校については、もちろん補助事業を申請中でございます。上げております。そして、その申請、かけるべき申請が通りましたら、まず池之原小学校、そして柏原小学校、両校、来年度つける予定でございます。

以上です。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。
1番 児玉勇治君。

1 番 (児 玉)

15ページなんですが、交通安全対策費で70万円ほど補正が組んであるんですが、多分カーブミラーもおっしゃったのですが、具体的に取りつける場所がわかっているとお伺いします。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

お答えいたします。

基本的といいますか、今予算を計上させておりますが、当初予算で工事請負費は140万円、今回は45万円というところで、総体で195万円程度、工事請負費等計上させていただいたところでございます。

今おっしゃられるとおり、場所はどこかということですが、議員皆様方も現地調査をされていらっしゃると思います。11月6日に皆さん方が現地調査をされて、必要性をこちらのほうに話があったところの吉留歯医者付近のつき当たりのT字路、それから池之原下公民館のところに1カ所、それから5月に現地調査をされたところで、新川西の県道でございます、宮地議員さんの近くでございますが、そこを1カ所、それから同じく6月に現地調査をされたところの上山野の神社のところですね、上園議員さんの先のところでございますが、そのところ。それと松原団地のところの墓地のところに、今、11月の分は発注済みでございますが、あとの5月の3カ所につきましては、今後発注していく予定といたしております。あとまた二、三要望も来ておりますので、予算の状況を見ながら対応させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから議案第21号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第22号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第22号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る13日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第22号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第23号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第7 議案第23号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る13日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第23号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第24号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第8 議案第24号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る13日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第24号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第9 議案第25号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第9 議案第25号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る13日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから議案第25号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第10 陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備について

議 長 (田之畑)

日程第10 陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備についてを議題とします。
本件は、会議規則第95条の規定により、教育産業常任委員会に付託します。
ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時31分
—◇—
再 開 午前10時39分

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◆ 日程第11 発議第1号 東串良町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議

議 長（田之畑）

日程第11 発議第1号 東串良町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

ただいま議題となりました発議第1号 東串良町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議の提案理由について御説明いたします。

本案は、東串良町議会議員の定数に関する調査を行うため、東串良町議会議員定数調査特別委員会を設置しようとするものであります。

本趣旨を御理解いただき御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ただいまの発議者の提案理由は、ここの決議案に出ていることだけでした。つまり本町議会議員の定数の適正化に関して調査をするためと、それだけの理由でありましたが、お尋ねしますけれども、これは定数削減のための調査ということではないと、定数の適正化に関して調査するということですから、提案理由でも定数削減のための調査であるという表現はなかったもので、それではないという理解でよろしいのでしょうか。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

削減、増員といういろいろな各議員の意見があるわけなんです、その辺を調査したいと思うわけでございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ただいまの答弁で私も理解できるわけですが、では、調査次第では現状維持も、あ

会 議 の 経 過

るいは増も、調査次第では、そういう方向もあり得るという理解でよろしいのでしょうか。

議 長（田之畑）
3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）
今言われましたその辺を含めて調査したいと思います。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
討論なしと認めます。
これから発議第1号について採決します。
この採決は起立によって行います。この決議のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）
起立多数です。
したがって、発議第1号、牧原完治君ほか7名から提出されました東串良町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議は可決されました。
お諮りします。
ただいま設置されました東串良町議会議員定数調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、1番 児玉勇治君、2番 瀬戸山譲一君、3番 牧原完治君、4番 西園貞美君、5番 泊 重巳君、6番 前田 隆君、7番 上園ミキさん、8番 原田 猛君、9番 宮地利雄君、以上の議長を除く9名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議長を除く 9 名を東串良町議会議員定数調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

これより東串良町議会議員定数調査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は東串良町議会議員定数調査特別委員会を議員控室に招集します。なお、東串良町議会議員定数調査特別委員会の年長委員は、前田 隆君であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 46 分

— ◆ —
再 開 午前 10 時 53 分

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

東串良町議会議員定数調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に、牧原完治君、副委員長に、原田 猛君、以上のとおりです。

~~~~~

## ◆ 日程第 12 委員会の閉会中の継続審査について

議 長 (田之畑)

日程第 12 委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生常任委員長、教育産業常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務民生常任委員長、教育産業常任委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、総務民生常任委員長、教育産業常任委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることで決定しました。

~~~~~

◆ 日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

議 長（田之畑）

日程第13 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務民生常任委員長から観光振興対策、町営住宅等の管理運営対策。

教育産業常任委員長から農畜水産物出荷の現状と流通対策、教育施設等の整備対策、町道、農道の整備推進対策。

議会運営委員長から議長の諮問に係る次の定例会及びそれまでに開かれる臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項、前述以外の議長の諮問に係る事項。

以上について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありません。

お諮りします。

各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで決定しました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時56分